

資料2

2015年度の号俸引下げによる影響

(モデル1) 大卒新任事務職の場合 行(一)

	現行の給与体系		今年度の改定額	見直し後の給与体系		支給額	現行との差	年間の差額(賞与含)	差額の累計
2014年度	1-25	172,200	174,200	1-25		174,200	2,000	32,000	32,000
2015年度	1-29	178,800	180,800	1-28	179,300	179,300	500	8,000	40,000
2016年度	1-33	185,800	187,700	1-32	186,100	186,100	300	4,800	44,800
2017年度	1-37	191,600	193,500	1-36	192,200	192,200	600	9,600	54,400
2018年度	1-41	196,900	198,700	1-40	197,400	197,400	500	8,000	62,400
2019年度	1-45	202,000	203,800	1-44	202,600	202,600	600	9,600	72,000

(モデル2) 事務職係長4級の場合 行(一)

	現行の給与体系		今年度の改定額	見直し後の給与体系		支給額	現行との差	年間の差額(賞与含)	差額の累計
2014年度	4-40	342,500	343,700	4-40		343,700	1,200	19,200	19,200
2015年度	4-44	350,100	351,300	4-43	342,500	343,700	-6,400	-102,400	-83,200
2016年度	4-48	356,100	357,300	4-47	348,800	348,800	-7,300	-116,800	-200,000
2017年度	4-52	360,900	362,000	4-51	353,900	353,900	-7,000	-112,000	-312,000
2018年度	4-56	365,000	366,100	4-55	357,800	357,800	-7,200	-115,200	-427,200
2019年度	4-60	368,000	369,100	4-59	361,200	361,200	-6,800	-108,800	-536,000

(モデル3) 40代准教授の場合 教(一)

	現行の給与体系		今年度の改定額	見直し後の給与体系		支給額	現行との差	年間の差額(賞与含)	差額の累計
2014年度	4-34	402,000	403,700	4-34		403,700	1,700	27,200	27,200
2015年度	4-38	408,900	410,400	4-37	400,500	403,700	-5,200	-83,200	-56,000
2016年度	4-42	415,300	416,600	4-41	406,700	406,700	-8,600	-137,600	-193,600
2017年度	4-46	421,500	422,800	4-45	412,800	412,800	-8,700	-139,200	-332,800
2018年度	4-50	427,600	428,800	4-49	418,900	418,900	-8,700	-139,200	-472,000
2019年度	4-54	432,000	433,200	4-53	423,500	423,500	-8,500	-136,000	-608,000

(モデル4) 2015年度から昇給抑制(55歳超)となる教授の場合 教(一)

	現行の給与体系		今年度の改定額	見直し後の給与体系		支給額	現行との差	年間の差額(賞与含)	差額の累計
2014年度	5-60	533,400	533,800	5-60		533,800	400	6,400	6,400
2015年度	5-62	535,700	536,000	5-61	524,100	533,800	-1,900	-30,400	-24,000
2016年度	5-64	537,700	538,000	5-63	526,100	533,800	-3,900	-62,400	-86,400
2017年度	5-66	539,400	539,600	5-65	527,700	533,800	-5,600	-89,600	-176,000
2018年度	5-68	541,200	541,400	5-67	529,500	529,500	-11,700	-187,200	-363,200
2019年度	5-70	542,900	543,100	5-69	531,300	531,300	-11,600	-185,600	-548,800

(注1)「支給額」は基本給であり、実際の支給額はこれに地域手当3%が加わります。その結果、差額も3%拡大します。

(注2) 網掛けは、現給保障された支給額。

(注3) 支給額と号俸額が異なるのは、2015年3月31日の給与が3年間保障される措置がとられるからです。

(注4) 見直し後の給与体系では、2015年1月の昇給が1号俸抑制されます。

(注5) 教(一)の55歳超の昇給は2号俸として計算しています。

(注6) (モデル4)のケースでの定年までの損失額は約150万円になります。

55歳から60歳分の▲548,800円に、60から65歳分の▲928,000円を加算すると、合計で▲1,451,200円。